

農地中間管理事業に関する意見（評価書）

農地中間管理事業評価委員会は、同事業規程第15条第2項にもとづき審議した結果、以下のとおり評価する。

1 事業の適正かつ円滑な実施に関する評価

1) 農地の貸借状況に関する意見・評価

農地の借受面積146.1ha及び貸付面積136.9haについて、それぞれ3月末時点でそれぞれ前年度実績を上回り、順調に実績を伸ばしていることは評価できる。しかし、機構の年間目標面積が200haであることから、さらなる農地の流動化に向けた取組が必要である。

特に、30年度の地域別貸借実績を見ると、それぞれの産地背景は考慮できるものの、地域間差が大きいことから全体を底上げするような取組が求められる。

なお、果樹を主体にした本県農業の特性を踏まえ、作業性および生産性が高い優良農地を中心に担い手への流動化促進にいっそう努めてほしい。

2) PR活動の取組と借受希望状況に関する意見・評価

①PR活動

事業を適正かつ円滑に実施するうえでPR活動はきわめて重要な取組である。

30年度は、29年度のPR活動に加え、啓発グッズの作成・配布、農地相談会等の農家への直接的な事業周知、さらにテレビや新聞等のマスメディアを活用したPRを実施し、貸借の問い合わせが増えた等、PRの効果が発揮できたことについて、本年度の活動は妥当と評価できる。

次年度以降も、途切れることなく着実にPR活動を実施してほしい。

②借受希望状況

借受希望者については、認定農業者をはじめ、今後育成すべき農業者のほか、企業等を含めた新規参入者など幅広い応募があり、借受希望面積も平成29年度実績とほぼ同じ約338haに達していることから、公募の取組は適切と評価できる。

また、29年度から配分計画の公告方法を見直したことで、手続期間を大幅に短縮できていることも評価できる。次年度も引続き事務手続きの簡素化に取り組んでいただきたい。

2 事業の効率的かつ効果的な実施に関する評価

1) 業務の推進体制に関する意見・評価

本県においては、地域段階に農業協同組合、市町、農業委員会、県振興局等で構成される農地活用協議会が設置され、農業公社（農地中間管理機構）と一体となった和歌山版農地流動化対策が展開されている。このような業務推進体制は、本県の独自性・地域性を発揮するうえで妥当である。

一方、貸借面積の増加に伴い、機構職員の事務量や農地管理に係る苦情が増えていることから、農地活用協議会との連携を一層強めるとともに、各地域の農業委員や農地利用最適化推進委員との協働により、強固な体制を整えていただきたい。

2) 業務の取組状況に関する意見・評価

業務を効率的かつ効果的に推進するために、県内すべての農業協同組合に対して業務委託が行われている。農地活用協議会を基盤に地域活動を効率的・効果的に実施するという観点からみて妥当である。

また、30年度は新たに田辺市との業務委託が行われ、令和元年度は有田川土地改良区との委託も予定されていることも評価できる。

今後も、各市町・農業委員会とは農地集積・集約化に関する情報共有や意見交換を行い一体的な推進に努めるとともに、県土地改良部局とは基盤整備事業との連動や土地改良区組合員への周知により事業推進に努めていただきたい。

3 その他上記事項に付随する評価

1) 事業推進上の問題状況と課題に関する評価（意見）

転貸面積の増加に伴い、多様な担い手が増えたことで、近隣住民や周辺農家とのトラブルが多くなっている。トラブル増加は業務効率の低下、事業イメージの悪化につながることから、関係機関が連携しトラブルの抑制に努めるとともに、発生時には迅速に対応できる協力体制を整えていただきたい。

2) 今後の取組に関する評価（意見）

農業者へのPR活動、担い手の公募、農地の掘り起こし、地域ぐるみの取組啓発など、業務の推進に引き続き邁進してほしい。

以上、事業の適正かつ円滑な実施、事業の効率的かつ効果的な実施、およびそれらに付随する事項という観点から審議・評価した結果、30年度事業については適切であると評価する。